

平成21年第1回三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案)

区 分	件 名	概 要												
予算 (15件) 総務部		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>15件</td> <td rowspan="4">} 議案 23件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>23件</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 現段階での予定案件であり、今後若干の変更がある場合がある。</p> <p>【1】平成20年度三重県一般会計補正予算(第9号)</p> <p>【2】平成20年度三重県交通災害共済事業特別会計補正予算(第2号)</p> <p>【3】平成20年度三重県立小児心療センターあすなる学園事業特別会計補正予算(第2号)</p> <p>【4】平成20年度三重県農業改良資金貸付事業等特別会計補正予算(第2号)</p> <p>【5】平成20年度三重県中央卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)</p> <p>【6】平成20年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第1号)</p> <p>【7】平成20年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第2号)</p> <p>【8】平成20年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算(第2号)</p> <p>【9】平成20年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)</p> <p>【10】平成20年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)</p> <p>【11】平成20年度三重県公共用地先行取得事業特別会計補正予算(第2号)</p> <p>【12】平成20年度三重県水道事業会計補正予算(第2号)</p> <p>【13】平成20年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第2号)</p> <p>【14】平成20年度三重県電気事業会計補正予算(第2号)</p> <p>【15】平成20年度三重県病院事業会計補正予算(第2号)</p>	予 算	15件	} 議案 23件	条 例 案	4件	その他議案	4件	報 告	1件	計	23件	
予 算	15件	} 議案 23件												
条 例 案	4件													
その他議案	4件													
報 告	1件													
計	23件													

区 分	件 名	概 要
条例案 ( 4 件 ) 総務部	<b>【 1 6 】</b> 職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例案	<p>人事委員会の議会及び知事に対する平成20年10月9日付けの給与改定に関する報告及び勧告等にかんがみ、一般職の職員の初任給調整手当及び通勤手当の額の改定等を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成21年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 医師及び歯科医師に対して支給される初任給調整手当の支給限度額を月額365,500円(現行268,500円)に改める。</p> <p>(2) 通勤手当を次のとおり改める。</p> <p>ア 自動車等使用者(自転車使用者を除く。)の支給月額の一部を改める。</p> <p>イ 自動車等使用者(自転車使用者を除く。)の距離区分の上限を80キロメートル以上(現行60キロメートル以上)に改める。</p> <p>ウ 自転車使用者の支給月額を3,000円とする。</p> <p>エ 通勤のために交通機関から自動車等へ又は自動車等から交通機関へ乗り継ぐための自動車等の駐車施設利用に係る支給限度額を月額3,500円(現行3,000円)に改める。</p> <p>(3) 職員の勤務時間を改正することに伴い、再任用短時間勤務職員の時間外勤務手当を次のとおり改める。</p> <p>ア 正規の勤務時間と正規の勤務時間以外の勤務時間との合計が「8時間」に達するまでの間は、正規の勤務時間以外の勤務時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100/100を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給するとしていたものを「7時間45分」に改める。</p> <p>イ あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した時間と、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間との合計が「40時間」に達するまでは時間外勤務手当を支給しないとしていたものを「38時間45分」に改める。</p>

区 分	件 名	概 要
教育委員会	<p>【17】 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>人事委員会の議会及び知事に対する平成20年10月9日付けの給与改定に関する報告及び勧告等にかんがみ、公立学校職員の通勤手当、特殊勤務手当及び義務教育等教員特別手当の額の改定等を行うものである。 (平成21年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <p>(1) 通勤手当を次のとおり改める。        ア 自動車等使用者(自転車使用者を除く。)の支給月額の一部を改める。        イ 自動車等使用者(自転車使用者を除く。)の距離区分の上限を80キロメートル以上(現行60キロメートル以上)に改める。        ウ 自転車使用者の支給月額を3,000円とする。        エ 通勤のために交通機関から自動車等へ又は自動車等から交通機関へ乗り継ぐための自動車等の駐車施設利用に係る支給限度額を月額3,500円(現行3,000円)に改める。</p> <p>(2) 特殊勤務手当のうち教員特殊業務手当の支給限度額を一日につき12,800円(現行6,400円)に改める。</p> <p>(3) 義務教育等教員特別手当の支給限度額を15,900円(現行20,200円)に改める。</p> <p>(4) 公立学校職員の勤務時間を改正することに伴い、再任用短時間勤務職員の時間外勤務手当を次のとおり改める。        ア 正規の勤務時間と正規の勤務時間以外の勤務時間との合計が「8時間」に達するまでの間は、正規の勤務時間以外の勤務時間に対して、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100/100を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給するとしていたものを「7時間45分」に改める。        イ あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した時間と、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間との合計が「40時間」に達するまでは時間外勤務手当を支給しないとしていたものを「38時間45分」に改める。</p>
企業庁	<p>【18】 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>職員の勤務時間を1週間当たり40時間から38時間45分に改正することに伴い、所要の改正を行うものである。 (平成21年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した時間と、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間との合計が「40時間」に達するまでは時間外勤務手当を支給しないとしていたものを「38時間45分」に改める。</li> </ul>
病院事業庁	<p>【19】 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案</p>	<p>職員の勤務時間を1週間当たり40時間から38時間45分に改正することに伴い、所要の改正を行うものである。 (平成21年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務した時間と、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間との合計が「40時間」に達するまでは時間外勤務手当を支給しないとしていたものを「38時間45分」に改める。</li> </ul>

区 分	件 名	概 要
その他議案 (4件) 環境森林部	<b>【20】</b> 林道関係建設事業に対する市町の負担について	平成20年度において県の行う林道関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部を当該市町に負担を求めるものである。
農水商工部	<b>【21】</b> 県営農水産関係建設事業に対する市町の負担について	平成20年度において県の行う農水産関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部を当該市町に負担を求めるものである。
県土整備部	<b>【22】</b> 土木関係建設事業に対する市町の負担について	平成20年度において県の行う土木関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部を当該市町に負担を求めるものである。
農水商工部	<b>【23】</b> 損害賠償の額の決定及び和解について	平成21年1月17日、三重県畜産研究所で飼育している和牛が逃走し、付近の県道を走行中の乗用車に衝突して損害を負わせた事故について、損害賠償の額を決定し、これに伴う和解を行うものである。 損害賠償額 436,494円